

安全・安心まちづくりチェックシート

このチェックシートは、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」の協議申請書に添付して提出してください。
当該建築物の企画・計画の時点での整備状況について、適合している場合は「」等をチェック欄に記入してください。

場所	目的	基準・確認事項	チェック
店舗部分・不特定多数の者が利用する部分	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されているか ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか	
	照度確保	・主要な出入口の照明は、人の顔や行動を明確に識別できる照度(注1)が確保されているか ・その他の出入口の照明は、人の顔や行動を識別できる照度(注2)が確保されているか	
フロント・管理人室	見通し確保	・管理人室は、エレベーターホール等を見渡せる位置か近接した位置にあるか ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する設備の監視ができるか	
エレベーターホール	見通し確保	・出入口や廊下からの見通しが確保されているか ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか	
	照度確保	・人の顔や行動を識別できる照度(注2)が確保されているか	
エレベーター	見通し確保	・かご内に防犯カメラが設置され、管理人室等による監視対策が講じられているか	
	照度確保	・かご内は、人の顔や行動を明確に識別できる照度(注2)が確保されているか	
	非常時対応	・押しボタン等によりかご内から外部に連絡がとれるか ・非常時に外部の防犯ベルを鳴らすことができる装置が設置されているか	
廊下及び階段	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか ・屋外に設置されている階段は、外部からの見通しが確保されているか	
	照度確保	・人の顔や行動を識別できる照度(注2)が確保されているか	
	侵入防止	・避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉は、自動施錠機能付き鍵が設置されているか	
屋上	侵入防止	・屋上出入口には、扉及び施錠設備が設置されているか ・廊下から屋上への侵入を防止するためのフェンス等の設備が設置されているか	
駐車場	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている構造であるか ・塀・さく・植栽等が周囲からの妨げになっていないか ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか	
	照度確保	・人の行動を視認できる照度(注3)が確保されているか	
自転車置き場及びオートバイ置場	見通し確保	・周囲からの見通しが確保された位置及び構造であるか ・塀・さく・植栽等が周囲からの妨げになっていないか ・防犯カメラの設置等による見通しを補完する対策が講じられているか	
	盗難防止	・チェーン用パーラックの設置等、盗難の防止に有効な措置が講じられているか	
	照度確保	・人の顔や行動を明確に識別できる照度(注3)が確保されているか	
通路	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか	
	照度確保	・人の顔や行動を明確に識別できる照度(注3)が確保されているか	
広場又は緑地等	見通し確保	・周囲からの見通しが確保されている位置にあるか ・塀・さく・植栽等が周囲からの妨げになっていないか	
	照度確保	・人の顔や行動を明確に識別できる照度(注3)が確保されているか	
その他	侵入防止	・配管、雨とい、外壁等が、上階への足掛りにならないよう配慮されているか	

(注1) 「人の顔や行動を明確に識別できる照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確にわかる程度以上の照度(平均水平照度(床面又は地面における平均照度を言う。以下同じ。)が概ね50ルクス以上)をいいます。

(注2) 「人の顔や行動を識別できる照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰でもわかる程度以上の照度(平均水平照度が概ね20ルクス以上)をいいます。

(注2) 「人の行動を視認できる照度」とは、4メートル先の人の拳動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平照度が概ね2ルクス以上)をいいます。